

グローバルスタートアップキャンパス事業 仕様書

1 委託業務名

グローバルスタートアップキャンパス事業

2 事業の目的

仙台・東北のイノベーション創出の加速、スタートアップ・エコシステム形成の鍵となるのは、イノベーションを担うグローバル人材の育成である。世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や、世界のトップを走るスタートアップ・エコシステムの現場での実地研修を通して、世界基準の行動特性やネットワークを有するイノベーション人材の輩出を図る。

本事業を通じて、本市を含む東北各地の学生を主体とした潜在起業家層の発掘を目指すとともに、本市を中心としたグローバルマインドを持った起業家を連続的に輩出するエコシステム(生態系)の構築を目指す。

3 業務の内容

(1) アントレプレナーシッププログラムの実施(採択者 100人程度を想定)

グローバルイノベーション人材を育成するため、起業や新規事業に関心のある学生を含めた若手人材に対して、米国の大学等の世界最先端のアントレプレナーシップ教育を提供すること。プログラムの実施に際しては、完遂率の向上を目指した進捗管理等の各種サポートも行うこと。

(2) リーダーシッププログラムの実施(採択者 20人～30人程度を想定)

(1)のプログラム参加者から成績上位者を選抜し、起業に向けた上位プログラムを提供すること。プログラムの実施に際しては、参加者同士でチームを組成した上でコミュニケーションを促すこと。また、チームごとの伴走者の配置や、海外から有識者を招聘したオフラインでの講義を数回開催するなど完遂率向上に向けた取り組みを行うこと。

(3) 米国等における潜在起業家派遣プログラムの実施

(2)のプログラム参加者を米国のボストン、シリコンバレー等の世界のイノベーション拠点に派遣をすること。プログラムの実施に際しては、参加者が自らのアイデア等をアウトプットできる場を設けるなど、行動に移すきっかけとなる経験を提供すること。

(4) 最終成果発表会の開催

(1)～(3)のプログラム修了後、上記(3)の参加者を中心に最終成果発表会を仙台市

内で開催すること。

開催にあたっての企画、登壇者の確保、広報・集客、当日の進行等を行うこと。

(5) 情報発信・広報

メディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、潜在起業家層の発掘・拡大及び当市の起業家支援プログラムの認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること(再委託も可とする)。

(6) 実施拠点

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。

なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市内の拠点に加え首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(7) アンケート等の実施

本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者に対し、定期的にアンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(8) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること(ワードもしくはエクセルファイル及び A4 縦の紙媒体、写真・映像データ)。

(9) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

(事業実施方法)

- 上記起業家育成プログラムの実施にあたっては、参加者を多く確保するための公募を行う。公募に当たっては、広報資料の作成や広報チャネルの開拓・アクセスを行うこと。
- (1)(2)のプログラムに際して提供する教育プログラムはオンラインも可能とする。

- プログラム期間について、(1)は4～5か月程度、(2)は1～2か月程度、(3)は1週間程度を想定しているが、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (3)のプログラムに際して、参加者の旅費補助分として、事業委託金額の中から600万円を見込むこと。※補助率については参加者の人数を見つつ、委託者と協議のうえ決定すること。参加者への旅費の支給や、旅券手配、現地滞在でのサポートを行うこと。
- 参加者は、若手起業家、起業を検討している者、大学生、高専生等とすること。
- 研修期間にあたっては、参加者の安全に配慮した実施体制を構築すること。
- 研修終了後も契約期間中は研修参加者のフォローアップを行うこと。

4 委託料

委託料の上限額 45,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

5 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 人件費を計上する際はインターン生の人件費は含めないこと。
- (6) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。